

愛知県立豊丘高等学校同窓会 関東支部 会則

第1条

本会は愛知県立豊丘高等学校同窓会・関東支部と称する。

愛知県立豊丘高等学校の卒業生（在校した者を含む）で、関東地方に居住または在学中、勤務地がある者を中心として、会員相互の親睦を図ることを目的とした会とする。

第2条

毎年1回、原則として6月第1土曜日に、総会をかねて東京都内で関東支部同窓会を開催する。総会では、役員を選出及び会計報告を実施する。

第3条

関東支部同窓会は関東地方在住者を中心とするものの、全ての卒業生、恩師、豊橋市などの行政関係者にもオープンな会とする。

第4条

役員は、支部長1名、副支部長2名、書記（若干名）、会計（若干名）とし、任期は3年とする。支部を統括する支部長・副支部長が全体幹事を務め、毎年の同窓会・総会を企画実行する。ただし、転勤・引っ越しなど個人的な事情で幹事継続が困難になった場合には、都度後任を選出・引継ぎする。

第5条

会費は徴収せず、入退会という仕組みを持たない支部とする。

第6条

名簿を電子ファイル形式で作成し、登録されたアドレスに電子メールで相互連絡することを連絡手段とする。名簿は同窓会本部役員、支部を統括する支部長・副支部長間で共有し、電子ファイルはパスワード保護すると共に、改訂・管理・維持していく。個人情報を含むため、名簿を同窓会で印刷・配布する場合は必ず本人の同意を得ることとする。

第7条

その他は、愛知県立豊丘高等学校同窓会規約に準ずる。

附則 2016年4月1日 制定